

【国からの権限移譲等に伴う法定受託事務の自治事務化】

区分		現行の地方自治法	権限移譲項目	対応策
国への変更提案	産廃施設設置基準の条例化	(別表1)廃棄物処理及び清掃に関する法律 § 15①(産業廃棄物処理施設設置許可) § 15の2①(許可の基準など)	産業廃棄物処理施設の許可基準である法15の2①に基づき、環境省令で定める技術上の基準について、地域特性を反映(上乗せ)できるよう、条例に委任する。	法定受託事務である環境省令の技術基準を条例に委任できるか?
	農地転用許可	(別表1)農地法 § 4①③(農地転用許可) § 5①③(農地等転用の権利移動許可)等	農林水産大臣の権限に属する4 ha超の農地転用許可権限の移譲及び2~4 haの農地転用に係る農水大臣に対する協議の廃止	国からの権限移譲及び法定受託事務に係る国の関与の廃止により、事実上「法定受託事務」は「自治事務」となるが、行政不服審査の名宛人は誰か?
	保安林の指定解除	(別表1)森林法 § 25の2(重要流域以外の保安林指定) § 26の2(重要流域以外の保安林解除)など	農林水産大臣の権限に属する重要流域における保安林の指定・解除権限の移譲及び重要流域以外の民有林保安林の指定・解除に係る農林水産大臣に対する同意を要する協議の廃止	

自治立法権の拡大	<p>法定受託事務の執行に直接つながる許可基準は、法律又はこれに基づく政令による定めがなければ条例の議決ができる</p> <p>§ 96(議決事件) 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 一 条令を設け又は改廃すること。 (略) 十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものと除く)につき議会の議決すべきものを定めることができる。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 § 15①(産業廃棄物処理施設設置) 産業廃棄物処理施設…を設置しようとする者は…都道府県知事の許可を受けなければならない。 § 15の2①(許可の基準など) 都道府県は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 …</p>	<p>法定受託事務である許可基準決定事務の自治事務化</p> <p>↓</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、法定受託事務の適用除外とする。</p>
法定受託事務の自治事務化	<p>国の権限が移譲されることにより、これに起因する協議等が法定受託事務である根拠を失う</p> <p>§ 255の2(法定受託事務に係る審査請求) 他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、法定受託事務に係る処分又は不作為に不服のある者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。 一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分又は不作為 当該処分又は不作為に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する大臣</p>	<p>法定受託事務(法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適切な処理を特にする必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの)</p> <p>↓</p> <p>農地転用・保安林指定解除の権限が国から移譲されると、事実上「法定受託事務の自治事務化」となるが、国への協議又は同意を要する協議は、法定受託事務のままであり、論理矛盾が生じる また、法定受託事務のままで、行政不服審査の名宛人が国となり、論理矛盾が生じる</p>	<p>法定受託事務である許可基準決定事務の自治事務化</p> <p>↓</p> <p>農地法・森林法の改正により、そもそも、法定受託事務の適用除外とすれば、自ずと、自治事務となり、行政不服審査の名宛人は特定広域団体となる。</p>

地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（抜粋） 〔平成17年12月9日・第28次地方制度調査会〕

第2 議会のあり方

1 議会に対する期待と評価

議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている。

また、議会は、団体意思の決定を行う議決機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている。

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の充実強化が必要と考えられる。

他方、議会の現状については、民意の反映の側面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支度への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある。

その一方で、休日、夜間の議会開催やインターネットの利用などにより積極的に議会の審議の公開や広報活動を行う、あるいは住民との意思疎通を図る取組を行う、条例案等の議員提出を積極的に行うなど、新しい時代の議会に期待される機能を発揮すべく、さまざまな積極的取組を行って議会改革に取り組んでいる議会も見られる。また、議員定数、報酬についても自主的に抑制を行っている議会も多くなっている。

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

① 具体の方策の検討の視点

議会のあり方については、このような議会の現状についての住民等の声や、先進的な議会改革の取組事例を勘査しながら、先に述べた議会における利害調整機能、議事機関としての政策形成機能、監視機能としての機能の充実が図られるよう、その見直しを検討すべき時期に来ている。

また、議会の自主性・自律性の拡大の観点から、議会の権限、長との関係など議会制度の基本的事項については法律で定めることとし、その組織及び運営についてはできるだけ議会の自主性・自律性にゆだねる方向で見直すことが必要であると考えられる。

このほか、それぞれの議会において、改革に取り組んでいる先進的な取組を参考にしつつ、現行制度の積極的な活用や適切な運用を進めることによって、議会の一層の活性化やその果たすべき役割と現状評価の間にありますギャップの解消を図り、議会の自己改革を進めていくべきである。

② 具体の方策

① 廓広い層から的人材確保等

住民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保できるように、女性や勤労者が議員として活動するまでの便宜に資するよう休日、夜間等に議会を開催するなどの運用上の工夫をすべきである。

また、制度面では、勤労者が議員に立候補でき、また、議員として活動することができる環境の整備、さらには地方公共団体の議会の議員と当該団体以外の地方公共団体の議員との兼任を可能とすることも検討すべき課題である。

② 議会の組織

議会の組織に係る自主性・自律性の拡大等を図る見地から議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止することとし、一定の規律が必要な場合には、委員会条例に必要な規定をおくこと等で対応することとすべきである。

また、委員会の委員については、閉会中など一定の場合に委員会条例で定めるところにより、議長が指名することによって選任等ができるようにすべきである。

③ 議会の機能

ア 委員会の議案提出権

委員会審議の充実を踏まえ、現在、長及び議員に限られている議案提出権について、委員会にも認めるべきである。

イ 専門的知見の活用

議会における審議を充実し、政策形成機能の強化を図る見地から、公聴会、参考人制度の活用、議会事務局の補佐機能の充実等について、それぞれの議会における取組が期待される。

また、議会が、審査の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のため必要があると認めるとときは、その議決により、学識経験を有する者等必要な者に、個別具体的の事項について調査・報告をさせることができることとともに、複数の者の合議による調査、報告もできることとすべきである。

ウ 議会の議決事件の拡大

議会の機能を拡大する見地からは、まず、議決事件の条例による追加を可能とする規定を活用することにより、各地方公共団体の実情に応じた議決事件の追加を図ることが考えられる。

なお、現在法定受託事務は議会が条例による追加ができる議決事件から除外されているが、法定受託事務も地方公共団体の事務であることからすれば、自治事務と同様議決事件の追加を認めることができるものと考えられる。この点については、法定受託事務に関する関与の特性等にかんがみ、法定受託事務と議会の議決との関係の整理について引き続き検討する必要がある。

④ 議会の運営

ア 住民と議会との意思疎通の充実

民意を直接聴取し、議会を活性化する手段として公聴会、参考人制度の活用が期待される。

また、休日、夜間議会の開催、ケーブルテレビ、インターネット等の手段を用いた議会の審議状況の中継、審議記録の公表など審議の公開や議会に関する情報の積極的な広報を、さらに充実すべきである。

第28次地方制度調査会 議事録（抜粋）

○ 第19回専門小委員会（平成17年4月15日）

【前略】

○島田参考人（全国都道府県議会議長会会長職務代理者・山口県議会議長）

…また改革第4、議決権を拡大することでございます。現在、議会の議決すべき事件については、地方自治法第96条第1項に15項目が、制限列挙されております。同条第2項により、法定受託事務にかかるものを除き、条例で議決すべき事項を追加することができるとされております。しかしながら、從来2項による議決事件の追加については、首長の執行権との関係で限定的に解されております。地方議会の議決すべき事件の範囲は、第一義的には、法令に反しない限りにおいて、当該自治体が決めるべきであります。

そこで、第96条第1項の議決事項の制限列挙について、第149条で、普通地方公共団体の長の権限が概括列挙とされることとの均衡から、概括列挙に改正すべきであると考えます。また、第96条第2項は法定受託事務にかかるものを除いておりますが、法定受託事務については、条例制定権が認められたこととの整合性がとれていないため、議決事項とすることとすべきであろうかと思われます。…

○中川参考人（全国町村議会議長会会長・京都府園部町議会議長）

…まず、立法的機能につきましては、議会の議決すべき事項を規定している地方自治法第96条の見直しでありますが、これについては、都道府県議長会の意見と同趣旨であります。…
…1は、地方自治法第96条第2項の適用状況を調査したものですが、実はこの条項は、議会会長が委員長を務められた地方分権推進委員会第2次勧告の中の議会の活性化、平成9年7月であります。あるいは私たちの平成10年版の活性化方策が出されるまでは、ほとんど使われていませんでした。それまでの戦後50年間の間にわずかに全国で二、三例。それも内容は名誉町民を定める場合とか、海外の都市と姉妹締結を結ぶときに議会の議決を要するとする例があったのみでございました。それがここ数年間で188町村、全体の7.5%まで増えたわけであります。…

【後略】

○ 第20回専門小委員会（平成17年4月25日）

【前略】

○門山行政課長（説明）

…6ページは、議会の権限と、長と議会の関係を図示した資料でございます。この中で、図の下にございますが、議会の議決事件というのが自治法の96条で定まっております。これにつきましても、三議役会からご意見がございます。1つは、都道府県議長会から、現在の地方自治法におきます議会の議決事件だと思いますのは、ここにあります15項目が制限的に列挙されているという形でございますが、これを概括的な列挙に変えたらどうかというご意見が出されております。

それから町村議長会からは、ここにはございませんけれども、例えば市町村の基本計画のように、行政の根幹にかかわります重要なものは、議決事項として追加列記してはどうかという意見が出されております。さらに、議決事件の2つ目に予算の議決というのがございますが、この予算の議決につきまして、現在は、予算の款項目節とあります予算の区分のうち、款・項までが議決対象となっているわけでございますが、県議会、町村議会からは、自までも議決の対象に含めてほしいというご意見がございました。

これらにつきましては、現在の制限列挙というものがどういうふうに見られるのか、あるいは議会で議決しなければならないという事項を留保している規定という解釈も可能ではないかと考えられすことなどがこの場合の論点かと存じます。

それから、このページの一番下でございますが、96条の2項というのがございまして、議会は条例で定めることによりまして、議決事件を追加できるという規定がございます。これは地方分権推進委員会勧告以降、ぜひ活用するようという内容が示されているところでございますけれども、ただ現在、法律でこの議決対象を追加いたします場合に、法定受託事務は除いているということになっております点について、法定受託事務も議決事項に条例で追加できるようにすべきであるというご意見が県議会議長会から出されております。…

○小幡委員（上智大学教授）

…96条の2項の議決事項の事件の定めですけれども、概括的な定めにしてほしいという話がございました。ちょっと趣旨がわからないのですが、今、かなり細かく、これだけはやりなさいという形で、さらに条例で追加できるというふうになっていて、これをもっと抽象的にすると、何か議会で議決しなければいけないことが細むように変わってしまうのではないかという感じがいたします。先ほど資料にございます、どのぐらい条例で議会の議決すべき事件を追加しているかという資料を見ていたのですが、余りないんですね。平成15年ぐらいで行政計画、基本的な計画の議決を都道府県レベル、あるいは市レベルで議会の議決とする例が若干あるようですが、せいぜいその程度で、もっとこれを使っていくという可能性はあるのにという気がいたします。

法定受託事務の括弧書きは、分権委員会のときにそんなに議論しないで入ったんですよね。分権委員会のときは法定受託事務は、そもそも条例はだめという話だったのが変わったので、全然議論していないで入った項目、括弧ですので、実質的に現在それほど使われていないのですが、ただ、概念的な話からすれば、条例も制定できるというのは法定受託事務についてもそうなったですから、何も括弧がある必要はないのではないかという気が私はいたします。それは必ずしも分権委員会で議論したわけではないので。…

【後略】

○ 第23回専門小委員会（平成17年6月10日）

【前略】

○今村委員（中央大学教授）

…今日は説明が省略された六団体側からの要望事項の中で一箇だけ申し上げておきたいんですけれども、2枚目の条例で定めることができる範囲の拡大というところに関連しますけれども、議会サイドの団体から提起された問題で私自身は非常に重視しているんですが、自治法96条の第2項、括弧書きの部分ですね。法定受託事務は条例の対象から外れる部分がありますけれども、あの括弧書きを削除するということが議会サイドの方からたしか指摘されたように私は記憶しております。この条文は非常に象徴的で重要だと思いますので、できましたら、この要望事項の中にもそれを表現していただいて、例えば今お話がありました自治法の改正にかかるようなことについて、一度当委員会でも諮詢をしていただけたらというふうに思います。要望ですけれども。

○門山行政課長

ただいま今村委員からお話をございましたのは、実は今回お配りしました別紙1は地方六団体からのヒアリングの資料なのでございますけれども、その前に、三議長会のヒアリングをしましたときにご要望として出ておりまして、整理をさせていただいております。内容は、要するに96条で議会の議決事件が決まっておりますけれども、96条の第2項で条例で議決事件を増やすことができるという規定があるのにかかわらず、法定受託事務はだめですよと、この括弧書きがあるというご趣旨かと存じます。議長会からの要望という形で同様に整理しました資料には載せておりまし、議会の関係のあり方につきましてご審議をいただきます際に、この点につきましてもご審議いただくべき項目の一つというふうに考えております。難しいという認識は持っておりますが。

【後略】

○ 第26回専門小委員会（平成17年9月5日）

【前略】

○門山行政課長（説明）

…4ページ目の3でございます。「議会の権限」といたしまして、(1)は議決事件の拡大でございます。議会が地方公共団体の意思を決定するに当たりまして、議決すべき項目というのが地方自治法96条第1項などで法定されております。それについては条例で追加できるということになっておりますので、それを活用するということが考えられるのではないかということでございます。…

○今村委員（中央大学教授）

…例えば、議会の基本的な役割となりますと、4ページ目の「議会の権限 (1) 議会の議決事件の拡大」ということがありますけれども、私もかねてから申し上げておりますとおり、96条2項のあの括弧書き、法定受託事務に係るものを除くという、あれは新地方自治法の時代にそぐわないものとして、もちろん自治体の条例等が法令の制約を受けることは当然のことで、きちんとした定めがあるわ

けですから、96条2項の括弧書きを撤廃するということが大事ではないかというの私がかねてから繰り返し申し上げている点であります。そういう点も盛り込む必要があると思いますし、この点で先送りしないで思い切った何らかの提案があつてしかるべきではないかと。…

○門山行政課長

…それと、具体的なご指摘でございました議決事項の関係と専決処分、招集の関係につきまして若干補足させていただきますと、1点目の議決事項の96条2項で法定受託事務が除外されていると、これは先般も今村委員からご指摘いただいたところでございます。三議長会からも、この点は改めるべきというご要請があったところでございます。ただ、これにつきましては、経緯といいたしまして、法定受託事務というものを分権計画の過程でつくっていただきましたときに、条例と議会の議決からはこれを外すという考え方方がとられ、その中で条例については、結局、条例は法律の範囲内、法律に違反しない限りにおいてという制約があるので、法定受託事務の場合には、条例の対象にしても、事実上同じことであるという整理がされたという認識でございまして、その点が議会の議決については同様に必ずしも整理するわけにはいかないのではないかというふうに考えておりますことと、それからこの問題については法定受託事務であって、議会の議決から除外されていることで支障があるという具体的な事実を提示せずに、これを制度の改正として提案することはなかなか法令の改正の仕方としては難しいのではないかという認識を持っております。…

○今村委員（中央大学教授）

…その前に、96条の2項の点を指摘されましたけれども、これは確かに各府との関係でいきますと、一つの物語をといいますか、争点、大きな折衝を必要とすることだろうと思います。しかし基本的に考えて、この度の地方第一次分権改革というのは、法定受託事務も含めて自治体の事務になったんだという、この理解については定着しているわけなので、自治体の事務になったものを、自治体の議決機関、議事機関である議会がその対象となし得ないというのは、これは大変な矛盾であります。ですから、それが法令の制約を受けることは当然なことでございますので、各省のご心配も、そちらの方も一般的な制約という形で拘束がかかるることはやむを得ないとしても、わざわざ96条2項に括弧書きでのような見苦しい文言を入れる必要はないということであります。…

○小幡委員（上智大学教授）

議会の議決事件の96条の2項の括弧書きの話は私も申し上げたことがあると思いますが、やはり条例制定権が法定受託事務についても認められたというのが分権改革でしたので、法定受託事務自身が自治体の事務になって、したがって、議会の条例で制定できるということになったと、そういうことからスムーズに整合的に考えると、この括弧書きは本来は質問なのではないかということを私も前から思っておりましたので、この点については、やはり少なくとも括弧書きはなくして、しかしながらといって、どのような議決ができるかというのはまた別の話なわけですから、論理的、整合的に考えたら、この括弧書きは本来は要らないのではないかという感じがしております。

併せてこの点についてちょっと追加して申し上げますと、議会の議決事件範囲の拡大については、前にも申し上げたと思うのですが、条例で追加ができるので、これは各自治体に本来お任せした方がよい事項であります、今ある以上にあえてまた地方自治法で全国一律で書き込むという必要は本来ないのではないかと。ですから、この括弧をとって、ついでに条例での追加を活用したらどうかというふうなメッセージを発すればよいのではないかという気がいたします。…

【後略】

3 議会議長会が第28次地方制度調査会に提出した資料（抜粋）

全国都道府県議会議長会提出資料 「今こそ地方議会の改革を 一都道府県議会制度研究会中間報告一」(平成17年3月)	全国市議会議長会提出資料 「分権時代における市議会のあり方」に関する調査研究(中間報告)(平成17年3月)	全国町村議会議長会提出資料 「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策 一中間報告一」(平成17年3月)	
<p>都道府県議会制度研究会 大森 翔(座長・千葉大学法経学部教授) 大山 礼子(駒澤大学法学部教授) 金井 利之(東京大学大学院法学政治学研究科助教授) 川村 仁弘(立教大学社会学部教授) 小林 良彰(座長代理・慶應義塾大学法学部教授) 斎藤 駿(東京大学大学院法学政治学研究科教授) 野村 雄(前全国都道府県議会議長会議事調査部員)</p>	<p>都市行政問題研究会 加盟市86市の議長で構成</p>	<p>第2次地方(町村)議会活性化研究会 佐藤 児(委員長・成蹊大学名誉教授) 今村都南雄(中央大学法学部教授) 宮崎 伸光(法政大学法学部教授) 森 繁一(地方公務員共済組合連合会理事長)</p>	
<p>III 議会の自主性・自立性確保と権限強化</p> <table border="1"> <tr> <td>改革 ④ 議決権を拡大せよ</td> </tr> </table> <p>(現状) 地方自治法第96条第1項は、自治体の意思決定に係る議決事項として15項目を規定している。15項目については制限例挙とされているが、同条第2項により、法定受託事務にかかるものを除き、議決すべき事項を追加することができるとされて</p>	改革 ④ 議決権を拡大せよ	<p>II 市議会の現場から議会制度を見つめ直す</p> <p>1 議会の機能を強化するために (3) 契約、財産の取得・処分の政令基準を見直すこと(法施行令第121条の2の改正)</p> <p>議会の議決を要する契約、財産の取得・処分は、法第96条第1項第5号、第8号において政令で定める基準に従い条例で定める契約の締結、財産の取得・処分をすることとされている。 今日、各都市において、事務の合理化や事務経費削減を目的とした市と民間業者との間の委託契</p>	<p>II 議会の機能</p> <p>1 立法的機能 (3) 基本計画等の審議</p> <p>法第2条第4項で、町村の基本構想は町村議会の議決事項とされたが、通常は住民の間に議論を呼ぶような重要な懸念課題は抽象的表現にとどめて、実施的内容はその具体化のために策定される議決不要の基本計画に委ねていることが多い。そして、この基本計画が、基本構想を議案として上</p>
改革 ④ 議決権を拡大せよ			

いる。

地方自治法第96条第1項第5号の契約、第8号の財産の取得・処分事件に関する政令基準についても全国一律となっている。

地方分権推進委員会の第2次勧告(平成9(1997)年7月8日)において、議会の機能強化の観点から、地方自治法第96条第2項の適用に努めることとされ、これを受けて自治省は、「地方自治・新時代に對応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」(平成9年11月14日)において、「議決事項の追加等議会の機能強化に意を用いる」とこととした。

各都道府県においては、職員定数、退職手当、分限、証人等の費用弁償に関する事項などを議決事項に追加するとともに、基本計画を議決事項としているなど自主的な取組みを推進している。分権改革の趣旨からは、地方議会の議決すべき事項の範囲は、第一義的には、法令に反しない限りにおいて当該自治体が決めるべきである。

(改革の趣旨)

地方自治法第96条第1項の議決事項の制限例挙については、知事の担任事務を規定する地方自治法第149条が「普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する」という概括例挙をしていることから、均衡を失すこととなっていることから、概括例挙に改正する。

また、地方自治法第96条第2項により、法定受託事務にかかるものを除き、議決すべき事項を追加することができるとされているが、法定受託事務についても条例制定権が認められたこととの整

約、賃貸借契約が締結されているが、高額にわたる契約にもかかわらず、議会の監視権は及んでいない。

契約や財産の取得・処分は議決事項であり予算審議を経て議決されるが、予算の説明資料においては明白でないという不透明感がある。

そこで、高額にわたる事務事業の委託契約、賃貸借契約という重要な私法上の契約についての政令を次のとおり見直す必要がある。

① 政令第121条の2第1項に定める契約の種類について別表第3上欄に「工事又は製造の請負」に「委託」「賃貸借」を追加し、別表下欄の金額については各市の条例で定めること。

② 別表第4(令第121条の関係)「不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売却払い」に関しては、上欄に土地については都道府県、指定都市、市町村ごとの面積要件を掲げ、下欄に都道府県、指定都市、市、町村ごとに金額要件を定めいずれの要件をも満たさなければならぬとされている。

しかし、土地価格は指定都市、市においては相当の格差があるのみならず、同一市域内においても大きな格差があり議決事項としての均衡を欠く場合がある。

したがって、議会の監視機能を強化する観点から、土地に関しては面積要件もしくは金額要件のいずれかを満たした場合には議決事項とすること。

程する段階ですでに基本構想案と併せて策定されても議会には提示せず、また基本構想案決後に策定作業に着手したりしているが、これでは議会は情報隠しにあったも同然で十分な協議を尽くせない。そこで、第1次報告では、すでに一部の町村で実行していたように、基本構想の審議に当たり基本計画の検討も行えるよう、その両方を議決事項とし、法第2条第5項に基本計画を追加するか、もしくは第96条第1項に議決事項として追加するか、いずれかの改正を提起したが、いまだに実現していない。ただし、すでに平成16年初めの調査では188町村、7.5%が第96条第2項の議決事項に追加していく認識の深まりが見られる。報告の方向で進めるか、それともこれまで制限的に運営されていたのを積極的に運用に切り替えて第96条第2項で対応するか選択の幅の拡大は好ましいことだが、この新報告でも第1次提言の実現を引き続き要望する。

また、中央各省庁からの事務移譲に当たり要請されたり、あるいは町村独自の判断で個別行政分野で施策のマスタープランが策定される事例も増え、町村議会で議論を呼ぶこともあるが、通常は長からの報告にとどめていて、個別の条例案に具体化されたり、予算に計上されたりしない限り議会での正規の審議対象とはなりえない。だが、これらの計画は、住民の生活・生命に直結するものも少なくないし、その重要性から見て、第1次報告では、これらについても法第96条第1項の議決事項に追加を提起したが、これも引き続き要望する。

合意がとられていないため、調決事項とすること ができることとする。

契約締結及び財産の取得・処分の調決事件にかかる政令基準による全国一律的規制をなくし、当該自治体の実状に即して、条例で自主的にそれらの金額や面積に関して定めることができるようとする。

2 財政的機能

(4) 調負契約等

①概況

法第96条第1項第4号から第9号までの財政に関する調決事件は、税その他の収入（4号）、契約締結（5号）、財産の交換・貸付等（6号）、信託（7号）、取得・処分（8号）、負担付寄付・贈与受領（9号）を掲げている。このうち、町村議会の財政的機能の発揮を制約しているものとして、第5号を指摘する必要がある。この条文は、条例で定める契約締結は種類と金額を政令で定める基準に従うことを求めているが、昭和38年の法改正で挿入されたもので、これにより工事製造の調負・財産の取得処分については町村は5000万円以上だけとなり、調決対象が制約されてよほど大きな契約でないと議会での審議が及ばず、十分な監督ができない。これは、不祥事にまで発展しかねない議員の契約への介入の機会を減らすために取られた措置だが、反面仰視監督への懼意となっていることも確かである。ただ、調決対象から外す目的で一件の契約議案を基準以下に分割して提案する方法は、下級審ながら違法の判決が出て、採れなくなった。

第1次報告は、この基準が自治体の予算や人口の規模、その地域の地価の動向とは無関係に一律に規定されているため、調決の対象となる案件が多く、チェック機能が及ばなくなっているので、

入札や契約の構成・透明性を確保し、予算執行の適正化を図るため、政令による規制を緩和し、その下限より下の一定範囲内で条例により地域の実情に適した基準を規定できる。

② 沿革

財政に関する法第96条第1項に列記された調決事件は、町村制に始まり、第33条の第5号から第9号までに、税その他の収入、町村有不動産の売買等、基本財産の処分、新規義務負担・権利棄却、町村有財産・營造物の管理方法が列記されていたが、それらはその後町村制改正のつど少しづつ変更が加えられ、現在に至っている。

このうち、問題の契約事件は、昭和23年の改正で新設されたもので、G H Qはまだ契約とするよう求めたが、政府は重要なものだけに限ることを主張、「条例で定める」契約とした。ついで、昭和31年の改正では、3議会議長会の権限縮小とする反対を押し切って、条例で定める財産の取得・処分、營造物の設置・処分とともに「重要な」の限定文書を挿入した。さらに、昭和38年の改正で現行規定に改め、施行令第121条の2を新設、別表で調決契約の下限を1000万円と決め、その後2度の改正を経て5000万円に引き上げられた。

③ 方策

昭和38年に定められた政令の下限基準を、町村の実情をよく調査したうえで、執行部の不適当な行為が防止できるところまで引き下げるか、それより下の一定範囲内で条例により基準を決められるようにすべきである。

○ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

（地方公共団体の法人格及び事務）

第二条 （略）

②～⑦ （略）

⑧ この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

（議決事件）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関する事。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関する事。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関する事。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(検閲・検査及び監査の請求)

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

(調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等)

第一百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

②～⑩ (略)

(不服申立て)

第二百五十五条の二 他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、法定受託事務に係る処分又は不作為に不服のある者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

- 一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分又は不作為 当該処分又は不作為に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣
- 二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分又は不作為 都道府県知事
- 三 市町村教育委員会の処分又は不作為 都道府県教育委員会
- 四 市町村選挙管理委員会の処分又は不作為 都道府県選挙管理委員会

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）	<p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none">一 第二十五条の二、第二十六条の二、第二十七条第一項、第三十三条の二及び第三十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）二 第二十七条第二項及び第三項（申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十条並びに第三十三条第三項（これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務三 第三十条の二第一項、同条第二項において準用する第三十条後段、第三十二条第二項及び第三項並びに第三十三条第六項において準用する同条第一項及び第三項（これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）四 第三十一条、第三十二条第一項（第三十三条の三において準用する場

	<p>合を含む。)、第三十四条から第三十四条の三まで、第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）</p> <p>五 第四十四条において準用する第二十七条第二項及び第三項（申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条第三項、第三十四条から第三十四条の三まで並びに第三十九条第一項の規定並びに第四十六条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	<p>この法律（第七十八条第二項を除く。）の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第九十一条の三第二項各号に掲げるもの以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第四条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業のために供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの） 二 第五条第一項の規定及び同条第三項において準用する第四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業のために供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの） 三 第三十一条において準用する第二十六条第一項及び第二十七条の規定により市町村が処理することとされている事務（これらの規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く。） <p>四 第七十五条の二第一項、第七十五条の三（第七十五条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第七十五条の七第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>五 第八十二条第一項、第三項及び第五項並びに第八十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第一号、第二号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>六 第八十三条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務（第一号及び第二号に掲げる事務に係るものに限る。）</p>
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	<p>第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の四第一項、第五項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第五項、第十五条の二の三において読み替えて準用する第八条の五第四項、第十五条の二の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで、第十五条の二の六、第十五条の三、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第二十二条の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務</p>

町内会事業法人制度の創設

現状

- ・全国の中でも高齢化が特に進み人口密度が低い北海道においては、地域のコミュニティ活動に一層しっかりととした基盤を整える必要がある。
- ・特に、町内会は市町村よりもさらに住民に近い自治組織としてコミュニティの中で大きな役割を果たしており、その活動の活性化は地域コミュニティの再生に不可欠であり、また、道州制を進める上でも、その基本となる「補完性の原理」の観点からみて意義は大きい。

課題

- ・町内会は地方自治法により限定的な範囲でのみ法人格を取得できるに止まつており、法的な基盤の整備が遅れている。
- ・町内会活動は、地域のために住民が自ら行う事業の運営母体としても有効であり、地域の活性化のためには、町内会が各種事業を効果的、安定的に展開できるような環境づくりが必要。
- ・コミュニティのあり方の制度設計は国において行うのではなく、地方が条例によって行うようにしていくべき。

目指すすがた

権限移譲

地方自治法改正による町内会事業法人制度の創設

【現状】

地方自治法第260条の2
市町村長の認可を受け、法人格を取得できる

集会所等の不動産を保有する
という限られた目的のための
法人格であり、事業の展開を
前提としたものではない

特区に
による特例

【地方自治法の特例措置】

北海道においては、町内会が
住民の相互扶助又は生活環
境の維持向上のために共同
で取り組む事業を行うために
法人格を取得できる。

基準の細目や手続きは
北海道が条例で定める。

過疎地の町内会が車を保有し高齢者
世帯など交通弱者のために活用する
など住民同士が支え合い、共同で取
り組む事業が活発化する

町内会がしっかりとした法的基盤を持ち、支え合いの事業を実施
することで、コミュニティの「再生・強化」が図られる。

町内会事業法人制度創設の意義

【1 町内会が果たしている公共的な役割に法的位置づけを与える】

この国のかたちを地域主権型に変えていくためには、コミュニティの再生・強化が必要。そのための重要な担い手として、地縁的な組織である町内会が果たしている公共的な役割を法的に認め、活動に位置づけを与える。

- 市町村よりもさらに住民に近い自治組織である町内会の基盤を強化することは、地域主権型社会を形成していく上で重要。
- NPOは平成10年制定の特定非営利活動促進法により幅広く法人格が取得できるようになったが、町内会は地方自治法において限定的な範囲（町内会館の保有等）でしか法人格が取得できず、法的な手当が立ち後れている。
- 全国の中でも高齢化が特に進み、人口密度が希薄な北海道においては、特にコミュニティの基盤強化に取り組む必要がある。

【2 地域住民による支え合いの事業を活性化する】

本制度により、地域住民が相互に扶助し、または地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業に町内会が一層活発に取り組み、コミュニティの再生・強化が進むことが期待される。

- 住民が自分たちの住む地域のために役立つ事業を始めよう志すときに、町内会の組織的基盤（すでに組織があり、高い加入率で住民にネットワークを張っている）を使えるため創業が容易になるという利点が町内会にはある。
- 町内会が法人格を取得することで、町内会名義でローンを組んで自動車を購入することなどが可能になる（現状では役員個人の名義で購入するしかないので、そもそも町内会として自動車を購入しようという発想が出てこない）。
このほか、葬儀用の祭壇、食品加工機器などの備品購入が考えられる。
- また、町内会が保有する自動車について税の軽減措置を講じる、過疎地有償運送を行える者として条例で指定するなど、町内会が法人であることを前提として、さらに制度を発展させることが可能になる。
- 指定管理者など行政からの業務の受託に際しても、法人格を有することで、町内会名義の預金口座を持ち、町内会名義で契約を締結できるなど、業務遂行の信頼性が増す。
- 自動車の運転、会計事務などで長時間、継続的に働いてくれる人とは、無償奉仕または随時の謝礼での対応でなく、正式に雇用契約を結び、一定の給与を支払うことで、双方にとって心理的負担の少ない関係をつくることができる。

【3 コミュニティのあり方の制度設計を地方が行う】

コミュニティのあり方の制度設計は国において行うのではなく、地方が行うべき。本制度の細目を道の条例で定めるものとすることで道がコミュニティのあり方について制度の企画立案権限を持つことになる。

- 北海道としては、町内会が事業の企画から実施を通じて住民自治の経験を蓄積し、住民の直接参加による自治組織として発展していくための制度設計を行っていく。
- さらに、広域中核市など、北海道独自の自治のかたちに関する企画立案を行っていく。

(町内会事業法人の制度設計の試案)

○ 地方自治法で規定する事項

- ・ 市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地縁による団体＝町内会等）は、地域住民が相互に扶助し、または地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業を行うため、市町村長の認可を受けて法人格を取得することができる。
- ・ 認可を受けるための要件や手続き等は特定広域団体の条例で定める。
- ・ 認可を受けた町内会は、税法上、公益法人とみなす。

○ 条例で規定する事項

（平成20年12月に260条の2の改正が施行される予定であり、認可を受けた地縁団体の運営の仕組みに関する規定が公益法人以上に厳格なものとなったことから、これを参考として一定の規定を設けることを前提とする）

- ・ 認可の申請には、町内会の構成員の4分の3以上の賛成が必要。
- ・ 認可を受ける町内会は、町内会憲章を定め、当該町内の自治の理念や運営の仕組みを明確にし、民主的で透明性の高い自治が行われるものとなっていること。
- ・ 申請にあたっては、地域住民の相互扶助または生活環境の維持向上など地域の住民自治の振興に資する事業の内容を説明する資料を添付すること。
- ・ 認可を受けた町内会は、毎年度、事業計画および前年度の事業報告を作成して公表すること。事業報告の作成にあたっては、アンケート調査等により、事業の効果を把握すること。
- ・ 認可を受けた町内会は、実施する事業に関し、学校教育の題材として必要な情報提供等の協力を求められたときは、積極的に協力するよう努める。

主な法人格に係る法体系

- 国家の権利及び義務に関する条約（モンテビデオ条約）
→ 國際法人格としての國家の要件を規定
- 地方自治法 → (2条) 地方公共団体は法人とする
→ (260条の2) 地域による団体は市町村長の認可を受けて法人化
- 独立行政法人通則法 → (6条) 独立行政法人は法人とする
- 国立大学法人法 → (6条) 国立大学法人等は法人とする
- 民法 → (34条) 公益に関する社団、財団で営利を目的としないものは主務官庁の許可を受けて法人となす（社団法人、財団法人）-----

(34条の特別法)

- 特定非営利活動促進法 → NPO法人
 - 私立学校法 → 学校法人
 - 宗教法人法 → 宗教法人
 - 医療法 → 医療法人
 - 社会福祉法 → 社会福祉法人
- など

→ (35条) 営利を目的とする社団は、商事会社設立の条件に従い法人となす

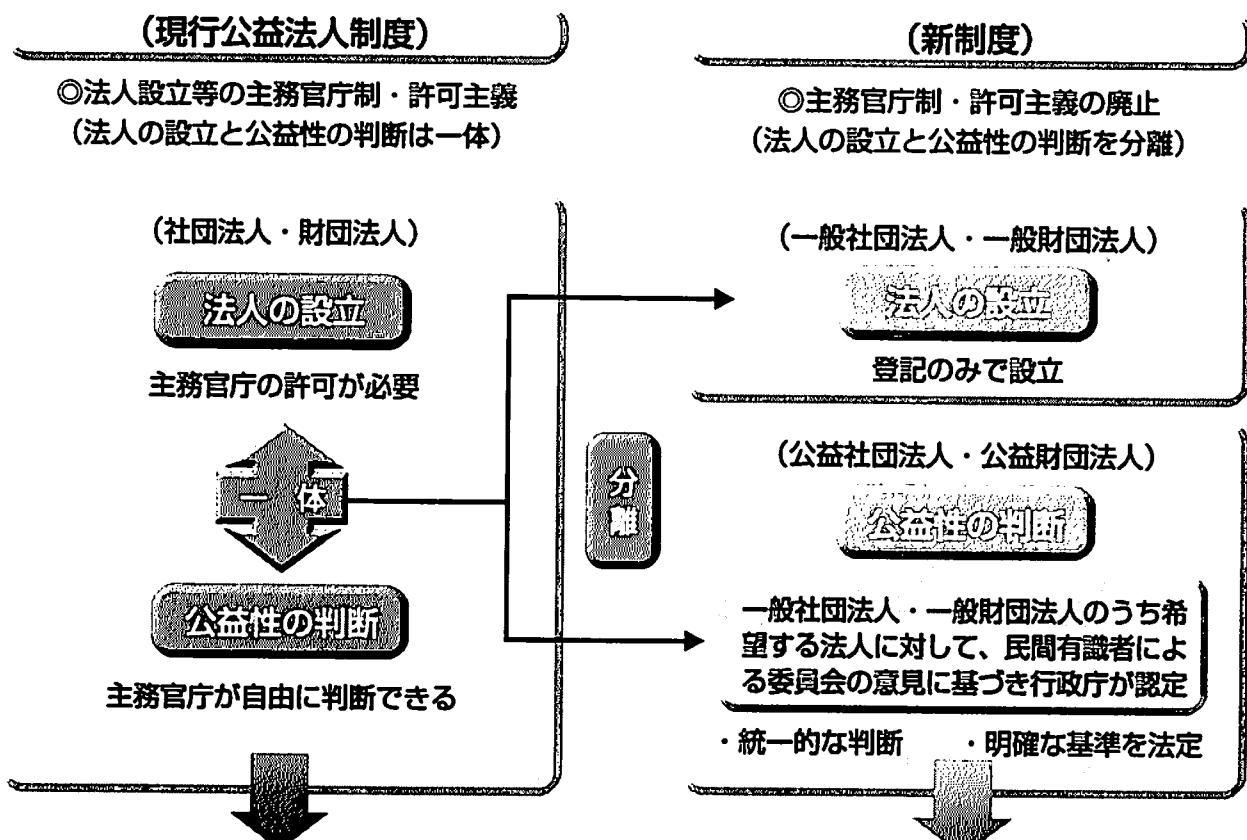
- 商法 → 株式会社、合名会社、合資会社
など

平成20年中に施行される公益法人制度改革3法により、
一般社団法人
一般財団法人
公益社団法人
公益財団法人
に移行

(営利でも公益でもない団体)

- 中間法人法 → 中間法人（同窓会、業界団体など）-----
 - 労働組合法 → 労働組合
 - 農業協同組合法 → 農業協同組合
- など

公益法人制度改革の概要



●税との関係

- 法人格と税の優遇が連動
- ・法人税は収益事業のみ課税
- ※更に一定の要件を満たす特定公益
増進法人については寄附金優遇

●税との関係

- 公益性を認定された法人・これに寄附する者について新法施行までに所要の税制上の措置

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は？

一般社団法人・一般財団法人

行政庁による監督なし
〔事業の公益性の有無にかかわらず登記のみで
設立できるが、剰余金の分配はできない法人〕

公益社団法人・公益財団法人

〔公益目的事業を行うことを主たる目的とし、
公益認定の基準を満たす法人〕

行政庁による監督あり、一定の税優遇等あり

一般社団法人・一般財団法人とは？

剰余金の分配を目的としない社団及び財団は、登記によって、法人格を取得できます。

☆ポイント☆

- ・事業に制限はなく、登記のみによって法人格を取得することができる。
- ・定款で、社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない。
- ・行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。そのため、法人の自主的、自律的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法律で規定。

一般社団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般社団法人」という文字を使用。
- 2 設立は社員2名以上、財産保有規制なし。
- 3 定款は設立時社員が作成、公証人の認証必要。

<機関>

- 4 理事（任期2年以内）は必置。理事（代表理事）は法人を代表し、業務を執行。

- 5 社員総会は必置。
- 6 理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）の設置は任意（理事会、会計監査人を置く場合は監事必置）。
- 7 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議。ただし、理事会を置く場合は、法律、定款で定めた事項に限る。
- 8 理事等は、社員総会の決議によって選任。

9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。
重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。

- 10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヵ月に1回以上（定款で毎事業年度に2回以上とすることができる）、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。
- 11 会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上の法人（大規模法人）は必置）。
- 12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可（評議員も同じ）。

<その他>

- 13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。
- 14 貸借対照表（大規模法人は貸借対照表及び損益計算書）の公告（インターネットも可）が必要。
- 15 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。
- 16 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。

- 17 定款で基金制度の採用が可能。
- 18 社員による役員の責任追及の訴えが可能。

一般財団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般財団法人」という文字を使用。
- 2 設立には300万円以上の財産の提出が必要。
- 3 定款は設立者が作成、公証人の認証必要。

<機関>

- 4 理事（任期2年以内）は必置。理事（代表理事）は法人を代表し、業務を執行。
- 5 評議員（任期4年、定款で6年まで伸長可）、評議員会、理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）は必置。
- 6 評議員の選解任方法は、定款で定める（理事、理事会による選解任の定めは不可）。
- 7 評議員会は、法律、定款で定める事項に限り決議。
- 8 理事等は、評議員会の決議によって選任。

9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。
重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。

- 10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヵ月に1回以上（定款で毎事業年度に2回以上とすることができる）、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。
- 11 会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上の法人（大規模法人）は必置）。
- 12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可（評議員も同じ）。

<その他>

- 13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。
- 14 貸借対照表（大規模法人は貸借対照表及び損益計算書）の公告（インターネットも可）が必要。
- 15 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。
- 16 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。
- 17 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。
- 18 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。

公益社団法人・公益財団法人とは？

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業^(※)を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができます。

(※) 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業(18ページ参照)であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

☆認定の申請は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して行います。

一般社団法人・一般財団法人



内閣総理大臣

- ・事務所が複数の都道府県にある
- ・複数の都道府県で公益目的事業を行う旨を定款で定めている
- ・国の事務・事業と密接な関連を有する公益目的事業であって、政令で定めるものを行っている

都道府県知事

- ・左記以外の場合

☆次のような条件を満たせば、認定が受けられます。

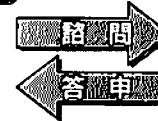
主な認定基準

- 公益目的事業を行うことを主たる目的としているか
- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか
- 公益目的事業比率が50/100以上の見込みか
- 遊休財産額が一定額を超えない見込みか
- 同一親族等が理事又は監事の1/3以下か
- 認定取消し等の場合公益目的で取得した財産の残額^(※)相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与する旨を定款で定めているか 等

(※) 公益認定以後に取得した公益目的事業のために使用・処分すべき財産のうち未だ費消し、又は譲渡していないものの額等

欠格事由

- 暴力団員等が支配している法人
- 滞納処分終了後3年を経過しない法人
- 認定取消し後5年を経過しない法人 等



☆認定を受けると、このような効果が与えられます。

☆認定を受けると、守らなければならぬことがあります。

遵守事項

- 「公益社団法人」「公益財団法人」という名称を独占的に使用
- 公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置を受けられる
(新法施行までに所要の措置)
- 公益目的事業比率は50/100以上
- 遊休財産額は一定額を超えないこと
- 寄附金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
- 理事等の報酬等の支給基準を公表
- 財産目録等を備置き・閲覧、行政庁へ提出 等

監督措置

- 報告徴収
 - 立入検査
 - 勧告・命令
 - 認定の取消し
- 報告徴収、立入検査は委員会等が実施
- 必要な措置を講ずるよう内閣総理大臣又は都道府県知事に勧告

☆認定を受けたまま解散すると・・・

- 解散の日から1ヶ月以内に行政庁へ届出
- 残余財産は定款で定める類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属

☆認定を取り消されると・・・

- 定款の定めどおりに公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与



1ヶ月以内に贈与されないとときは、同額の金銭を、国又は都道府県に贈与

○認定取消し後は一般社団法人・一般財団法人として存続

NPO法人と町内会事業法人の対比

	特定非営利活動法人(NPO法人)	(仮称)町内会事業法人
根拠法	特定非営利活動促進法	地方自治法（細目は道の条例で規定）
法の目的	特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与する	市町村内の一定区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体に法人格を付与すること等により、地域住民が相互に扶助し、または地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業を促進し、もって住民自治の振興に寄与する
法人化の手続	都道府県知事（二以上の都道府県に事務所を設置する場合は内閣総理大臣）から設立の認証を受け、登記を行うことによって法人として設立	既存の地縁団体（町内会等）が市町村長から認可を受けることで法人化（道が個別の地縁団体と接点を持つことはしない）
構成員	10人以上の社員が必要（個人、法人） 社員の資格の特徴に関して不当な条件を附さないこと	市町村内の一定区域に住所を有する者が世帯単位に加入 (全世帯加入が理想。また、居住区域外の地縁団体に加入することはできない)
法人の活動	別表に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの (別表) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動など17項目	地域の住民が、地縁による関係に基づき、相互に扶助し、または地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業を、自ら企画し、住民間の役割分担により自ら実施する
収益事業	特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業（収益事業）を行うことができる	事業を行うための法人格であり、事業内容は、法の目的に適合したものであって、事業収入は事業を実施するために必要な範囲内であること

Q & A

【Q 1】 このような制度を作らなくても、町内会が丸ごとNPO法人になれば足りるのではないか？

A 自由な社会貢献活動を目的とするNPOと、住民の自治組織である町内会では組織の性格が異なっており、たとえばNPOは特定の活動目的を掲げて幅広い人が参加するのに対し、町内会は、特定の地域の住民がその地域のあらゆる問題に取り組むという違いがあります。

こうした地域限定性と問題の包括性という特徴を持った活動を通じて、地域の住民自治が発展していくものと考えます。

このようなことから、町内会については、他の制度で代替するのではなく、町内会のための制度が必要と考えます。すでに地方自治法では町内会に法人格を付与する規定があることから、今回提案する制度によりその適用範囲を拡大しようとするものです。

【Q 2】 事業に賛成する人も反対する人もいるでしょうから、賛成する人だけで町内会とは別に会社やNPOを設立して事業を実施してはどうでしょう？

A そのような方法をとることも地域の住民の皆さんの判断ですが、賛成する人も反対する人もねばり強く対話を重ねて、地域のために何が重要なのか、各人にどんな負担ができるのかを考え、全員で力を合わせていく方法を見いだして合意に達していくことに地域の自治としての大きな意義があると考えます。

【Q 3】 住民の合意が形成されないうちに事業が行われて、住民全員が損害を負わされるような心配はないでしょうか？

A 平成20年中に施行される予定の公益法人3法改革により、地方自治法260条の2の規定も改正が行われ、法人格を得た町内会の運営方法は、他の公益法人以上に厳格なものとなります（たとえば、一般社団法人の定款の変更は総構成員の過半数が出席する総会で3分の2以上の賛成が必要であるのに対し、認可を受けた町内会の規約の変更には総構成員の4分の3以上の同意が必要）。このため、町内会事業法人制度についてもこれを参考とした規定の整備が必要と考えます。

こうした法令上の規定整備もさることながら、住民の皆さんのが日頃から町内会の活動に関心を持ち、話し合いの場などに積極的に参加することにより、住民全体としての結論を見出していくことが期待されます。

町内会事業法人制度の創設 <新旧対照表>

区分	現 行	権限移譲後																				
イメージ図	<p>【町内会】 ＜地方自治法 § 260-2＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th><th style="text-align: center;">町内会</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td><td>地縁による団体</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人格の取得</td><td>不動産を保有するため</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">条件</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の認可 ・規約の目的の範囲内 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">みなし公益法人</td><td>・法人税法、消費税法上</td></tr> </tbody> </table>	項目	町内会	名称	地縁による団体	法人格の取得	不動産を保有するため	条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の認可 ・規約の目的の範囲内 	みなし公益法人	・法人税法、消費税法上	<p>【町内会事業法人】 ＜地方自治法に条項追加＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th><th style="text-align: center;">町内会事業法人</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td><td>町内会事業法人</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人格の取得</td><td>住民が相互に扶助し、または地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業を行うため</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">条件</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の認可 ・細目は、北海道条例で定める </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">みなし公益法人</td><td>・法人税法、消費税法上</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【事業の想定例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関がない地域において町内会が自動車を保有し、高齢者世帯など交通弱者のために活用する事業 ・一人暮らしの高齢者向けに地域住民が調理等を行う食堂、弁当配達事業 </div> <p style="text-align: right;">など</p>	項目	町内会事業法人	名称	町内会事業法人	法人格の取得	住民が相互に扶助し、または地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業を行うため	条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の認可 ・細目は、北海道条例で定める 	みなし公益法人	・法人税法、消費税法上
項目	町内会																					
名称	地縁による団体																					
法人格の取得	不動産を保有するため																					
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の認可 ・規約の目的の範囲内 																					
みなし公益法人	・法人税法、消費税法上																					
項目	町内会事業法人																					
名称	町内会事業法人																					
法人格の取得	住民が相互に扶助し、または地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業を行うため																					
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の認可 ・細目は、北海道条例で定める 																					
みなし公益法人	・法人税法、消費税法上																					
法令制度	<p>○町内会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の認可を受けて法人格を取得できるが、集会所などの不動産を保有することを想定したものである（法 § 260-2 ①）。 	<p>【特区提案】</p> <p>○町内会事業法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道においては、住民が相互に扶助し、または地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業を行うために、町内会が法人格を取得できることとし、基準や手法の細目は、北海道条例により定めることとする（法に新たな条項追加）。 																				

○ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。
- 二 その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。
- 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
- 四 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域
- 四 事務所の所在地
- 五 構成員の資格に関する事項
- 六 代表者に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項

4 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

6 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第一項の認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 第一項の認可を受けた地縁による団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 第一項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。

10 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

11 第一項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 第一項の認可を受けた地縁による団体は、第十項の告示があるまでは、第一項の認可を受けた地縁による団体となつこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- 14 市町村長は、第一項の認可を受けた地縁による団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 民法第三十八条、第四十四条第一項、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第六十六条まで、第六十八条（同条第一項第二号を除く。）、第六十九条、第七十条、第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十三条までの規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条から第四十条までの規定は、第一項の認可を受けた地縁による団体に準用する。この場合において、民法第三十八条第二項、第七十二条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「市町村長」と、同法第四十四条第一項、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条第二号、第六十条、第六十一条、第六十三条、第七十条、第七十二条第二項及び第七十四条中「理事」とあるのは「代表者」と、同法第五十二条第一項中「一人又は数人の理事」とあるのは「一人の代表者」と、同法第五十六条中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と、同法第五十九条第三号中「総会又は主務官庁」とあるのは「総会」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立の許可」とあり、及び第七十二条第二項中「許可」とあるのは「認可」と、同法第七十二条第三項中「国庫」とあるのは「市町村」と、非訟事件手続法第三十五条第一項中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 16 第一項の認可を受けた地縁による団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」とする。
- 17 第一項の認可を受けた地縁による団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
- 18 次の各号のいずれかに該当する場合においては、第一項の認可を受けた地縁による団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法により、五十万円以下の過料に処する。
- 一 第十五項において準用する民法第七十条 又は第八十一条第一項 の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
 - 二 第十五項において準用する民法第七十九条第一項 又は第八十一条第一項 の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

町内会事業法人制度関係

1 町内会総数、認可地縁団体総数

① 地縁団体の名称別総数一覧 (H14.11)

(単位: 団体)

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
北海道	2,730	10,257	596	407	159	607	838	15,594
全国	114,222	65,685	17,813	15,851	5,773	42,880	34,546	296,770

出典: 総務省自治行政局行政課。「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果」(H15.7)

② 年度別認可地縁団体総数一覧

(単位: 団体)

区分	11年度	12年度	13年度	14年度
北海道	492	541	576	588
全国	16,348	18,500	20,727	22,050

出典: 同上

2 町内会の性格

<中田実著「地域分権時代の町内会・自治会」(株)自治体研究社、2007.5) より>

◇ 町内会が担う機能の複合性・包括性

- ・ 町内には、昼間留守にしている人もいれば、一日中を地域内で暮らしている人もおり、動物の好きな人もいれば嫌いな人もいる。これらの人々が、興味関心を同じくする人たちだけ集まって対応を考えると、かえって地域内のグループ間の対立をまねきかねない。このように、住民層が多様化していることを根拠に、町内会を否定する議論もみられる。
↓
- ・ むしろ、町内会の機能の複合性がこの組織を可能にしているのであり、多様性を認め合い、協力しあえる組織であることが重要。
↓
- ・ 町内会が担う機能は、あらかじめ限定される性格のものではなく、その包括性にこそ特徴。一つひとつの活動は、多面的な意味を持つ(例えば、地区内の清掃は、町内美化という機能のほか、地域の危険場所やゴミが捨てられやすい場所の発見、体を動かす機会をつくる健康維持への貢献、日ごろ疎遠になりがちな近隣の人々との交流の場の提供など)。

救急搬送業務の民間委託

【現状と課題】

- 近年、救急需要が増加の一途をたどり、救急車が現場に到着する時間が遅延している現状にある中で、救急車の搬送が必ずしも必要でないケースでの出動も増えるなど、救命率に影響が出るのではないかと危惧されている。
- 特に広域分散型の北海道においては、他府県に比べ救急車の搬送に時間要するケースが多い。
- 一方、民間において、救急車と同様の機能を持つ患者搬送車があるが、救急搬送業務は委託されていない。
- また、仮に民間業者に救急搬送業務を委託した場合でも、民間事業者の自動車を緊急自動車としては指定できない。
- このため、増大する救急需要への対応策の一つとして、北海道又は市町村からの委託契約等に基づいて、民間搬送車の活用を可能とし、地域住民の安全・安心を守る。
- なお、消防機関等が行う緊急搬送(税金による負担)と民間の患者等搬送(利用者の負担)に区分されており、緊急に搬送する必要がある患者等搬送の有料化や実費負担については、国等における検討が不十分である。

【提案に向けたイメージ】

患者等搬送事業者の認定 (患者等搬送事業指導基準等の作成について) 各市町村消防機関により認定

(道路運送法に定める次の者)

- ・一般乗用旅客自動車運送事業免許取得者
- ・一般乗用(患者等輸送限定)旅客自動車運送事業免許取得者
- ・一般貸切旅客自動車運送事業の免許取得者

等

(消防機関との連携)

- ・患者等からの要請時点において、緊急に医療機関へ搬送が必要な場合は、消防機関に通報し、救急自動車を要請すること。

等

救急車の緊急自動車としての指定

(道路交通法施行令第13条第1項1号の2)
都道府県公安委員会により指定

- ・国、都道府県、市町村、関西空港(株)、成田空港(株)又は医療機関に限定
- ・緊急自動車の指定により右側通行、停止義務免除、通行禁止道路通行、最高速度80キロ等の特例が認められる
- ・走行中はサイレン及び赤色灯の点灯が必要

消防機関による救急業務の補完を可能とする

- ・自治体から民間事業者への救急事業の拡大
- ・安全な運行に必要な一定の条件のもと、民間の患者搬送車両について緊急走行を可能とする
- ・民間の活動により、既存の公設救急車等の負担を軽減することが可能となる

※緊急走行に必要な条件の例

- 北海道又は市町村からの委託があること
- 車両・設備が、消防機関の定める基準に合致
- 運転者の免許資格を限定、必要な講習の受講、複数の乗務員で運行 等

道本務(企)第289号
平成19年12月6日

企画振興部地域主権局参事 様

警察本部警務部警務課長

道州制特区検討委員会検討について（回答）

平成19年11月22日付け地権第282号で照会のあったみだしのことについては、次のとおりであるので回答します。

記

1 資料の取扱いについて

道州制特区検討委員会における検討のたたき台とするため、地域主権局において作成し、意見照会のありました「緊急自動車の指定範囲の拡大」については、次の理由から、別添のとおり修正が必要である。

2 理由等

(1) 緊急自動車について

緊急自動車については、道路交通法第39条及び第41条により、通行区分等についての様々な特例が認められている。

一方、他の運転者については、道路交通法第40条により、緊急自動車の通行を妨げないように一時停止や進路を譲るなどの義務を課している。

交通の円滑と安全の観点から、住民の生命、身体、財産を守るという、公益上必要な最小限の活動に限り、他の車両の安全と円滑を犠牲にして、緊急自動車の通行区分等の特例が認められているものである。

(2) 民間救急車について

救急搬送業務については、総務省消防庁が平成18年3月に取りまとめた「救急搬送業務における民間活用に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）によると、救急需要がさらに増加しても、緊急性のある傷病者の搬送については、消防機関が行うべきであるとしている。

また、医療機関において救急自動車を緊急自動車としての活用することは、現行法令で対応可能であるが、報告書では、医療機関において共同運行などの様々な手法により救急自動車を緊急自動車としての活用する場合も、交通規制等のやりとりが必要となる場合も想定し、関係機関との連携を十分に行う体制を確立し、無用の混乱を避ける必要があると指摘している。

さらに、報告書では、利用者から実費を徴収することの是非や、適正運用への影響についての検討が不十分であり、今後の検討課題であるとしている。

(3) 構造改革特区提案の検討状況について

構造改革特区第9次提案募集時に、大分県日田市から提案のあった、自治体が行う患者等搬送事業の車両を緊急自動車とする提案については、内閣府において、緊急の必要のない患者搬送業務は道路交通の例外を認めるほどの公益上の必要は認められないと結論付けられている。

これらのことなどから、救急需要への対応策については、消防救急車の過不足への対応やその適正利用、有料緊急搬送制度の確立等によるべきであり、民間救急車を緊急自動車として活用することを検討するためには、緊急に搬送する業務を民間救急車に委託するなど、その公益上の必要性と交通事故防止対策を十分に確保し、道路交通の安全と円滑に支障を生じさせないようにしなければならない。

（企画係 2618）

参考 1

参考資料 2

救急搬送業務における民間活用に関する検討会 委員

(座長)

大森 弼 (東京大学名誉教授)

(委員)

朝日信夫 (救急振興財団副理事長)

石井隆之 (警察庁交通局交通企画課長)

島崎修次 (杏林大学医学部救急医学教授)

鈴木正弘 (東京消防庁救急部長)

谷口 隆 (厚生労働省医政局指導課長)

田端 浩 (国土交通省自動車交通局旅客課長)

松井英樹 (札幌市消防局警防部長)

南砂 (読売新聞東京本社総集局解説部次長)

雷下國雄 (日本医師会常任理事)

救急搬送業務における民間活用に関する検討会

報告書

平成 18 年 3 月

総務省消防庁

(五十音順・敬称略)

④車椅子のみが固定される車両をもって行う患者等搬送事業については、乗務員1人で対応する場合が考えられるため、乗降を容易にするための設備を自動車に備えること。

⑤ストレッチャー及び車椅子を固定できる車両と、車椅子のみを固定できる車両に貼付する認定マーク等を区分すること。

2) 料金設定

患者等搬送事業者の認知度を向上させ、利用の増加を図るため、事業者団体等において、運賃及び料金の体系を明確化するための方策について平成18年5月頃を目途に検討するとともに、事業者においては、オプション料金についても明確な表示に努めることとする。その際、タクシー料金体系、ハイヤー料金体系のいずれとも異なる、独立した患者搬送等事業の料金体系が定められることが望ましい。

3) 患者等搬送事業者の標示方法

民間の患者等搬送事業者の存在が、国民に十分に認知されるに至っていない現状において、容態急変時に消防機関の救急隊に引き継ぐ際や、患者等を収容する際等に、患者等搬送用自動車が明確に認識される必要がある場合も考えられることから、患者等搬送事業者を明確に周知するため、患者等搬送用自動車における一定の表示方法をとることが望ましい。これに関連して、患者等搬送事業者においても灯火（回転灯）を備えることを認めるべきではないかとの指摘もある。

しかし、警光灯（赤色回転灯）については、他の交通等に特別な注意を喚起し、その効果を確保し、他の交通の混乱を防止する必要があることから、緊急自動車に備えるものであるが、民間の患者等搬送用自動車は、緊急性のない者を搬送することを前提としており、緊急自動車ではないため、警光灯（赤色回転灯）を備えることはできない。

また、点滅する灯火または光度が増減する灯火についても、他の交通等に特別な注意を喚起し、その効果を確保し、交通の混乱を防止する必要があることから、方向指示器、非常点滅表示灯及び道路維持作業用自動車の黄色回転灯等に用いられているものである。自主防犯パトロールを行う自動車については、他の交通等に特別な注意を喚起する必要があることから、青色回転灯を備えることとなっているが、緊急性のない者を搬送する患者等搬送事業者が赤色及び黄色以外の回転灯を備え、他の交通等に特別な注意を喚起する必要性については、関係者間で今後引き続き検討することが求められる。

なお、点滅及び光度の増減がない灯火については、義務付けられた灯火と紛らわしい灯火（赤色、橙色、白色及び青紫色等の灯火）や明るい灯火（300cdを超える明るさの灯火）を除き、現在においても備えることができる。

さらに、車体のデザインや標示等に関する特段の規制はなく、これらを工夫することによっても、患者等搬送用自動車であることを周知することができる。

4) 患者等搬送事業者の紹介

患者等搬送事業者の認知度の向上、利用の促進に関連して、民間の患者等搬送事業者の要請にあたって、119番に類似するような簡易で特別な電話番号の活用が可能となることが望ましい。この点、電気通信事業者のサービスとして、既に厚生労働省が小児救急医療相談事業として「#8000」といった短縮コールを実用化しており、患者等搬送事業者の紹介においても、例えば「#8119」といった形式での短縮コールの使用についても、今後消防機関等において検討されるべきである。

(2) 医療機関における救急自動車の活用について

医療機関が所有する救急車は多数存在するものの、経費負担が大きいことから、実際の運用が滞っている。このような課題に対応する観点から、1)複数医療機関での共同活用、2)病院救急車運用における民間事業者の活用の2つの運用モデルについて検討を行った。

1) 複数医療機関での共同活用

複数医療機関における救急自動車の共同活用が進めば、一医療機関あたりの運用経費は軽減されると考えられ、その方策として、医療機関が他の医療機関から委託を受けて患者搬送業務を実施する方法がある。この場合において、委託を受ける医療機関は道路運送法に基づく特定旅客自動車運送事業の許可を受けることが必要であるが、現在、医療法では、特別医療法人以外は収益業務として運輸業（特定旅客自動車運送事業）を実施することはできないとされている。

しかしながら、経済上や医療体制上の理由により各医療機関が救急自動車を所有・運用することが困難な場合において、一定の条件の下で、このような形態による事業の実施を認めることについて、医療の提供を目的として開設される医療機関が患者搬送業務の委託を受けることの適否や、地域医療の確保の観点から救急自動車の効率的な活用を進めていく必要性も踏まえ、関係省庁において今後検討を行うこととする。（資料3参照）

2) 病院救急車運用における民間事業者の活用

民間事業者の活用により病院救急車の運用を円滑化するための方策としては、①民間事業者の車両による運用、②救急自動車運転業務の民間事業者への委託がある。

①民間事業者の車両による運用として、救急自動車を民間事業者が所有し、医療機関が借り受ける（リース）ことが可能であるが、この場合には、民間事業者はリース業許可を取得することが必要である。また、リース契約に際しては、それぞれの医療機関が民間事業者にリース料を支払うこととする必要がある。なお、救急自動車の管理は、積載する医療用資器材も含め代表的な一医療機関の責任において実施しなければならない。

②救急自動車運転業務の民間事業者への委託について、医療機関が実施することは可能であるが、受託事業者は運転者を派遣することとなるため、一般労働者派遣事業の許可又は特定労働者派遣事業の届出が必要となるほか、派遣される運転者は緊急自動車運転資格を取得しなければならない。また、派遣される運転者に対する管理監督責任については、搬送される患者に対して医療を提供する医療機関の管理者が有する。

なお、救急自動車における医療行為、応急処置等の実施については、直接的に医療の質に関わること、医療法に定める管理者の義務が適正に遂行される必要があることから、搬送される患者に対して医療を提供する医療機関に所属する者（医師、看護師、救急救命士等）が行わなければならない。

また、①民間事業者の車両による運用、②救急自動車運転業務の民間事業者への委託を行うにあたっては、医療機関と民間事業者の間に明確な契約があること、救急自動車が目的外使用に供されない運行体制があること、運行管理について、医療機関が責任を負うこと等の条件を満たすこととも必要である。

さらに、1)と2)を組み合わせ、複数医療機関で民間事業者の所有する救急自動車を活用する場合にあっては、医療機関と民間事業者との間の契約の履行にあたって、各医療機関の業務に支障を来さないよう、関係する医療機関の間で緊密な連携を図る必要もある。（資料4参照）

4. 今後の対応

（1）患者等搬送事業

「患者等搬送事業指導基準等の作成について」に基づき、地域の消防機関による認定については、患者搬送事業者に一定の質の担保を行い、かつ、患者搬送事業者が社会的に認知するために有効な手段であるため、前述の考

え方に基づき、指導基準等の改正を速やかに行う。この改正の内容も踏まえ、救急需要の増加が著しい地域にあっては、特に消防機関が積極的に取り組むことが必要である。

料金設定については、全国的な料金設定の方向性が出された後、それぞれの地域において実情にあった料金が設定されることとなるため、速やかに各事業者が明瞭化された料金設定に移行することが望ましい。

掲示方法においても、本検討会において整理された内容を踏まえ、患者等搬送事業者の認知が進むよう、各地域においても具体的検討を始められることを希望する。

（2）医療機関における救急自動車の活用

1) 転院搬送を含めた病院前救護の協議体制について

今後の病院前救護のあり方については、消防機関、医療機関がそれぞれの役割を踏まえ、市民に最適な方法で実施することが必要である。

消防機関、医療機関等の関係者が、地域の実情にあった救急自動車運用に関する、本検討会で整理された事項を踏まえ、具体的運用方法を決定する必要があると考えられるため、救急需要の増加への対応が逼迫している政令市等の地域においては、今後の病院前救護の体制について、協議会を設置する等の方法で協議の場を設け、検討を進めるべきである。

また、複数医療機関での共同利用や病院救急車運用の委託を含め、医療機関が緊急自動車である救急用自動車を運用するにあたっては、交通規制等の情報のやりとりが必要となる場合も想定し、関係機関との連携を十分に行う体制を確立し、無用の混乱を避ける必要がある。

2) 病院の救急搬送業務における利用者負担

病院による救急自動車の運用にあたり、救急自動車の維持に要する経費に充てるため、利用者から料金を徴収することについては、そもそも是非や、適正運用への影響についての検討等が不十分であることから、今後の検討課題であると考える。

（3）国における検討

各地域において行われる具体的な検討と並行し、今後さらなる検討を要することとされた課題、及び各地域における具体的検討の際に抽出された課題については、国の関係省庁においても、引き続き検討を深めることが必要である。

1 地方自治法 97 条第 2 項の括弧書きについて

→削除を求める

【理由】

- ① 法定受託事務は、自治体の事務ですので、それに議会の権限が及ばないという理由が見当たらない（理論的に不合理）。
- ② 法定受託事務が除外されていてもおそらく実際上の支障はないのではないか

現在この規定を活用している自治体は、計画類を議決しており（規定があるので当然その範囲内でおこなってている）、法定受託事務について議決する場合をあまり想定出来ないと思われます。

①の理由から、「削除して不都合がある」ということの立証責任は国にある。もつとも、提案の必要性・実益という場合に、具体的な事例がないと説得性にかけるということはある。

議会事務局に照会するということも考えられる。

③立法技術上、北海道だけについてだけ削除するのは不可能ではない。
(他の提案事例と同様)

2 地方自治法第 98 条（検査・監査の請求）、同第 100 条（調査権等）にある括弧書き（特に自治事務について）は、実際上除外する必要性があることから立法されており、それが不都合であるというのであれば、これから規定の合理性を調査検討する必要性がある。

3 「本格的道州制」については、委員会の役割が道民等の提案の審査を中心としていることは分かりますが、道民提案の中には、「本格的道州制」に関するものも含まれており、それも将来課題として検討し、提案していくという方向で進むべき。